

平成25年から

復興特別所得税が課税されます

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保のため、平成25年1月から所得税の源泉徴収の際に、復興特別所得税があわせて徴収されることとなりました。



基金の年金の源泉徴収税額が変わります

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間徴収され、基金の年金もその対象になります。復興特別所得税は源泉徴収の際にあわせて徴収され、その額は所得税額の2.1%相当額です。

現在、基金の年金はお支払いの際に一律7.5%の所得税を源泉徴収していますが、平成25年1月以降の年金については、源泉徴収の際の税率が7.6575%（7.5%×102.1%）に変わり、源泉徴収税額が変わります。

■源泉徴収の税率

平成24年12月まで	→	平成25年1月から
一律 7.5%		一律 7.6575%

「年金送金のご通知」の送付について

平成25年度以降、お受け取りになる年金の税額につきましては、平成25年1月中旬～下旬に三菱UFJ信託銀行より送付されます「年金送金のご通知」にてご確認願います。

確定申告をお忘れなく

企業年金から受け取る年金は、税法上「雑所得」として課税対象となり、年金が支払われるつど、年金額にかかわらず、一律7.5%の所得税が差し引かれています。企業年金からの給付も「公的年金等の控除」の対象となります。

したがって、他の所得とともに確定申告をすることにより、税金を還付または追納することになります。

確定申告は、2月18日～3月15日（還付申告の場合は1月2日～）までです。e-Taxならパソコンから24時間申告が可能です。

詳しくはお近くの税務署、または国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で、ご確認ください。なお、確定申告をする際、必要となる「源泉徴収票」は、1月16日より、委託先である三菱UFJ信託銀行より発送されます。必ず確定申告を行い、税額の精算を行ってください。